

報告第 2 1 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	事 件 の 概 要
1	経済労働局	2. 6. 3	令和 2 年 4 月 10 日、宮前区***** *****で、本市軽ライトバンが、後退 した際、後方に停止していた被害者所有の原 動機付自転車に接触し、破損させたもの
2	環境局	2. 5. 29	令和 2 年 3 月 2 日、宮前区***** *****で、本市小型ゴミ収集車 が、集積所に着けようと後退した際、被害者 所有のシャッターに接触し、破損させたもの
3	環境局	2. 6. 16	令和 2 年 3 月 23 日、川崎区***** *****で、本市大型浄化槽車が、作業を 終え、道路に出ようと前進した際、被害者所 有の建物の柱に接触し、破損させたもの
4	環境局	2. 6. 25	令和 2 年 2 月 6 日、横浜市港北区**** *****で、本市小型ゴミ収集車 が走行中、車線変更してきた被害者所有の軽 自動車に接触し、破損させたもの
5	環境局	2. 6. 26	令和 2 年 4 月 10 日、被害者宅先路上で、本 市小型ゴミ収集車が、対向車を避けようと右 に寄った際、被害者所有の車止めポールに接 触し、破損させたもの

6	環境局	2. 7. 1	令和2年3月3日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
7	環境局	2. 7. 7	令和2年5月25日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、停車中の車両の左側を通り抜けようとした際、被害者宅敷地内に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	2. 7. 22	令和2年4月9日、川崎区***** *****で、本市軽自動車が、通過しようとした際、右側から後退してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
9	高津区役所	2. 7. 8	令和2年6月8日、高津区***** *****で、本市道路維持作業車が、後退した際、後方に停止していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
10	消防局	2. 7. 28	令和2年1月19日、川崎区***** *****で、本市消防車が、敷地内から道路に出ようとした際、被害者所有のカーブミラーに接触し、破損させたもの
11	消防局	2. 7. 30	平成30年7月7日、中原区***** *****で、本市救急車が、駐車しようとして前進した際、被害者所有のガスメーターに接触し、破損させたもの
12	環境局	2. 5. 15	令和元年8月22日、浮島処理センターで、被害者所有の中型ごみ収集車が、ごみピットにごみを投入していた際、ごみピットの投入扉が突然閉まり、当該中型ごみ収集車に接触し、破損させたもの
13	環境局	2. 6. 17	令和2年5月15日、被害者宅敷地内で、本市中型ごみ収集車が収集作業中、当該中型ごみ収集車から油が漏れ、被害者所有のタイル舗装を汚損させたもの
14	健康福祉局	2. 6. 10	令和2年3月27日、高津区***** *****で、腐食していた樹木が倒れ、被害者所有のフェンス等を破損させたもの
15	建設緑政局	2. 6. 12	令和元年10月19日、多摩区***** *****で、被害者所有の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの
16	高津区役所	2. 5. 22	令和2年3月26日、高津区***** *****で、本市職員が、建物の扉を外側から開けたところ、当該扉の内側に立て掛けられていた被害者所有の鉄板が倒れ、当該鉄板が破損したもの

## 2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
104	28. 6. 16	等々力硬 式野球場 改築工事	横浜市中区太田町4丁目 51番地 鹿島・石井・松浦共同企 業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役 押味 至一 構成員 石井建設工業株式会社 代表取締役社長 石井 一登 構成員 松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏	契約金額 7,649,344,080 円	契約金額 7,724,174,880 円	2. 7. 20	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
105	28. 6. 16	等々力硬 式野球場 改築電気 設備工事	川崎市川崎区榎町9番 13号 千代田・信号器材共同 企業体 代表者 千代田電気株式会社 代表取締役 上野 武志 構成員 信号器材株式会社 取締役社長 遠藤 芳郎	契約金額 768,455,640 円	契約金額 778,720,840 円	2. 7. 20	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ある。